

「安芸市公式ホームページ」広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、安芸市広告掲載要綱（平成20年安芸市要綱第6号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、安芸市公式ホームページ（「<http://www.city.aki.kochi.jp/>」ではじまるホームページのことをいう。）に掲載するバナー広告の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 安芸市公式ホームページに掲載する広告は、バナー広告（ホームページ内に表示される帯状の広告画像とし、広告の指定するホームページにリンクするものをいう。）とする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ	縦 50 ピクセル・横 175 ピクセル
形式	GIF（アニメ可）、JPEG、PNG
データ容量	20 KB 以内

(広告の場所及び数量)

第4条 広告の位置及び枠数は、原則として次のとおりとする。

広告の位置	安芸市公式ホームページのトップページ最下部
枠数	15 枠

(広告掲載の募集方法)

第5条 広告の募集は、広報及び市ホームページ等により行うものとする。

2 前項の募集は広告枠を新たに設けたとき、又は広告枠に空きが生じたとき並びに空きが発生する予定のある場合に行うものとする。

3 市長は、ホームページへの広告掲載の公募を行うに当たって、既に広告を掲載している広報掲載業者等（以下、広告主という。）に対し、広告掲載期間終了後も引き続き広告を掲載することを案内することができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、安芸市公式ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に、広告原稿（画像データ）を添えて、掲載を希望する月の前月の10日までに、提出しなければ

ならない。

2 広告掲載希望者は、広告原稿を自己の負担により作成しなければならない。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、その内容及びリンク先について、要綱第5条第1項各号に該当するものでないこと、法令及び安芸市広告掲載要綱に違反していないこと、その他提出された広告原稿(画像データ)及びリンク先ホームページが適当であることを確認しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿(画像データ)及びリンク先が適当でないと認めるときは、広告主に対し広告原稿(画像データ)又はリンク先の変更を求めるものとする。

3 市長は、ホームページへの広告掲載希望者の数が、第4条に定める広告の枠数を超えたときは、次の順位により決定する。

- (1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するものに関する広告
- (2) 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業又は出店を予定している広告主の広告
- (3) 前号に規定するもの以外の広告主の広告

4 市長は、広告掲載について、前項各号の順位が等しい者が複数いる場合、掲載希望月数の多い者を優先するものとする。

5 前2項によっても決定できない場合、市長はホームページへの広告掲載希望者を受付順により決定する。

6 市長は、広告の可否を決定したときは、安芸市公式ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)又は安芸市公式ホームページ広告非掲載決定通知書(様式第3号)により広告掲載希望者に通知するものとする。

(契約書等)

第8条 市長は、広告掲載を決定したときは、広告掲載希望者から「安芸市公式ホームページ」広告掲載請書(様式第4号)を徴収するものとする。

2 前項の請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 広告掲載の内容に関する事項
- (2) 広告料に関する事項
- (3) 広告掲載の取消し及び広告主の責務に関する事項
- (4) その他必要と認められる事項

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載料は、掲載の決定後、掲載開始日の5日前までに一括納付するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めたときはこの限りでない。

(広告掲載の期間)

第10条 広告を掲載する期間は1箇月、3箇月、6箇月、12箇月とする。

2 広告を掲載する開始日(以下「広告掲載開始日」という。)は原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

3 広告を掲載する終了日(以下「広告掲載終了日」という。)は原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

(広告の禁止表現及び制限)

第11条 要綱第5条の規定のほか、広告の禁止表現及び制限は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりする恐れがあるもの

(例)「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(例) コントラスト(明度差)が強い画面の反転表示等

(3) 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

(4) 閲覧者が市に関する情報と錯誤する恐れがあるもの

(例)「広報あき」、「安芸市議会便り」、「職員採用情報」等の表現

(5) 広告のリンク先が要綱第5条に該当するもの

(6) その他広告の表現として適当でないと市が認めるもの

2 市は、前項の規定による制限のほか、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認める場合は、その内容を制限することができる。

(掲載料)

第12条 要綱第7条第1項の規定による広告の掲載料は、次のとおりとする。

1 枠あたりの掲載料（消費税及び地方消費税を含む）

掲載期間	1 箇月	3 箇月	6 箇月	12 箇月
市内に事業所を有するもの	3,000 円	9,000 円	16,000 円	30,000 円
上記以外	5,000 円	15,000 円	26,000 円	50,000 円

（リンク先の変更の求め等）

第13条 市長は、掲載された広告のリンク先ホームページの内容が法令又はこの要綱等に違反し、その他適当なものでないと認めるときは、広告主に対し、その変更を求めることができる。

（広告等の変更）

第14条 広告主は、月を単位として、広告の内容又はリンクを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンクを変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の10日までに安芸市公式ホームページ広告掲載変更届（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

3 前2項に規定するもののほか、リンク先のページのアドレスが変わったことによるリンクのみの変更の場合にあっては、広告主は、変更しようとする月の前月の10日までに第2項に規定する様式により市長に届け出なければならない。

（広告掲載の決定の取消し）

第15条 市長は、前条に規定する広告内容の変更に関する届出を行わずにリンク先の内容が変更された場合又は要綱第11条の規定に該当する場合は、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により掲載決定を取り消したときは、「安芸市公式ホームページ」広告掲載取消通知書（様式第6号）により広告主に通知するものとする。

3 市長は第1項の規定により広告掲載の取消しをした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。また、既納の広告掲載料は返還しない。

（広告掲載の取下げ）

第16条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、様式第7号により市長に申し出なければならない。

- 3 市長は、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合、当該取下げを受理した日の属する月の翌々月以降の月に係る広告掲載料を返還するものとする。
- 4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

- 第17条 広告の掲載決定期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、1日を超える期間、広告を掲載することができなかつた場合は、掲載できなかつた期間に応じ、広告掲載料を返還する。
- 2 前項の場合において、1箇月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割りとし、円未満は切り捨てるものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、天災、事変その他の非常事態が発生した場合は、その広告掲載料を返還しない。
 - 4 第1項及び第2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(協議)

- 第18条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

- 第 19 条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は平成 28 年 2 月 10 日から施行する。

附則

この要領は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

安芸市長様

住 所
事業所名
代表者職氏名 印

「安芸市公式ホームページ」広告掲載申込書

「安芸市公式ホームページ」に次のとおり広告を掲載したいので、バナー広告原稿及び市税の納税証明書^(※1)を添えて申し込みます。

記

業種	
法人その他の団体の概要	
リンク先アドレス	http://
リンク先ホームページの内容	
掲載申込期間	年 月 から 月 日 (掲載期間は1箇月、3箇月、6箇月、12箇月です)
問合せ先	担当者氏名 電話番号 FAX 番号 E-Mail

※1 下記納税調査への同意欄に記入いただきますと、安芸市の納税証明書の添付を省略できます。(市外事業所の方は御利用になれません。)

私は、広告掲載申込みに当たり市税の滞納がないことを確認するため、担当課が税情報について取得・確認することに同意します。

住 所
事業所名
代表者氏名

印

※印鑑は代表者印を押印してください。

第 号
年 月 日

様

安芸市長 印

「安芸市公式ホームページ」広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました「安芸市公式ホームページ」への広告掲載について、次のとおり決定したので、通知します。

記

掲載期間	年 月 日 から 年 月 末日
広告掲載料	金 円 ※ 掲載開始日の5日前までに支払うこと
原稿データの提出締切日	年 月 日

【注意】 次の場合は広告の掲載を取り消すことがあります。

- (1) 広告主が指定期日までに広告料を納入しなかったとき。
- (2) 広告主が指定期日までに広告原稿を提出しなかったとき。
- (3) 市の行政運営において支障があると認めるとき。
- (4) 要綱第5条各号に掲げる要件又は第6条の規定に該当することが判明したとき。
- (5) 上記に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

年 月 日

様

安芸市長 印

「安芸市公式ホームページ」広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました「安芸市公式ホームページ」への広告掲載について、次の理由により掲載できないことと決定したので通知します。

記

広告を掲載希望する期間	年 月 日から 年 月末日まで (か月間)
非掲載の理由	

(教示)

1 不服申立て

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、安芸市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、安芸市を被告として（訴訟において安芸市を代表する者は安芸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

安芸市長 様

住 所
事 業 所 名
代表者職氏名 印

「安芸市公式ホームページ」広告掲載請書

「安芸市公式ホームページ」へ広告を掲載するにあたり、上記各項のほかに、安芸市契約事務規則、要綱及びその他関係法令を遵守し、お請けいたします。

1 件名 「安芸市公式ホームページ」への広告掲載

2 広告の内容

3 広告料 金 円（消費税含む）

4 広告掲載期間・掲載箇所

掲載期間	年 月 日から 年 月末日（ か月間）
掲載箇所	安芸市公式ホームページのトップページ最下部

5 損害賠償

広告掲載にあたり、自己の責任により安芸市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

6 広告掲載の取消し

要綱第11条各号に該当することとなったときは、広告掲載を取り消されても異議はありません。

7 広告主の責務

広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負います。

8 その他

この契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方協議のうえ定めるものとします。

年 月 日

安芸市長様

住 所
事業所名
代表者職氏名 印

「安芸市公式ホームページ」広告掲載変更届

「安芸市公式ホームページ」の広告掲載の変更について、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告の変更内容

- 広告内容の変更

- バナー画像の変更（※ 画像イメージ添付）

- リンク先の変更

(http://)

- リンク先ホームページの内容の変更

2 変更期間

年 月掲載分より

3 お問い合わせ先

担当者氏名

電話番号

FAX 番号

E-Mail

第 号
年 月 日

様

安 芸 市 長 印

「安芸市公式ホームページ」広告掲載取消通知書

「安芸市公式ホームページ」への広告掲載取消しについて、「安芸市公式ホームページ」広告掲載取扱要領第 11 条の規定により次のとおり決定しましたので通知します。

記

広告を掲載することが決定していた期間	年 月から 年 月まで（ か月間）
取消しの理由	

（教示）

1 不服申立て

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、安芸市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、安芸市を被告として（訴訟において安芸市を代表する者は安芸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号（第16条関係）

年 月 日

安 芸 市 長 様

住 所
事 業 所 名
代 表 者 職 氏 名

印

「安芸市公式ホームページ」広告掲載取下げ申出書

「安芸市公式ホームページ」に次のとおり広告を取り下げたいので、下記のとおり申し込みます。

記

取下げ年月日	平成 年 月 日 (既に広告を掲載している場合に記入)
理 由	
問合せ先	担当者氏名 電話番号 FAX 番号 E-Mail

広告仕様書

■ 広告種類

種類	掲載位置、印刷				
大きさ	縦 50 ピクセル・横 175 ピクセル				
形式	GIF (アニメ可)、JPEG、PNG				
データ容量	20 KB 以内				
掲載期間及び 1 枠あたりの掲載料 (消費税及び地方消費税を含む)		1 箇月	3 箇月	6 箇月	12 箇月
	市内に事業所を有するもの	3,000 円	9,000 円	16,000 円	30,000 円
	上記以外	5,000 円	15,000 円	26,000 円	50,000 円

■ 申込み

申込方法	申込書を郵送又は、直接総務課へ御提出ください。
申込み、 問合せ先	安芸市役所総務課総務係
	〒784-8501 安芸市矢ノ丸1丁目4番40号 TEL:0887-35-1000 / FAX:0887-35-4445 e-mail:soumugakari@city.aki.lg.jp

■ 広告掲載までのスケジュール

掲載月の前月 10 日〆切	広告掲載申込 ・「安芸市公式ホームページ」広告掲載申込書(様式第1号) ・納税証明 ・バナー広告原稿(紙媒体)
掲載月の前月 15 日頃	広告掲載決定または非掲載決定の通知
掲載月の前月 25 日〆切	広告掲載料の支払い バナー広告原稿(画像データ)の提出
掲載月の初日	バナー広告掲載開始

注意事項

- ① 申込み時には、掲載する広告原稿(案)を必ず添付してください。
- ② 広告掲載料は、掲載決定後、市から送付される納入通知書に明記されている期日までに一括前納してください。
- ③ 広告料には制作費(版下・デザイン)は含んでいません。作成に係る一切の経費は、広告主の負担となります。
- ④ 掲載決定通知後に広告主に提出していただく版下原稿は完全データで入稿してください。
- ⑤ 校正漏れによる内容の不備については、市はいかなる補償も行いませんので、

校正は慎重にお願いします。

- ⑥ 場合によっては、課税状況等について税務課又はその他関係機関に確認することがあるため、その際には、同意書を提出していただくことがあります。

なお、御不明な点は、総務課までお問い合わせください。